

2月21日(日)は 米原市長選挙の投票日です

告示日
2月14日(日)
17時時点で立候補者が定数を
超えない場合は無投票となります

問 市 選挙管理委員会事務局(米原庁舎 総務課内) ☎52-1552 ☎52-4447

投票

2月21日(日)7時～20時

※第1～第4投票区は18時まで

開票

同日21時20分～

場所：市民体育館(長岡3127)

投票できる人

次の要件に該当し、米原市の選挙人名簿に登録されている人
※投票前に市から転出した人は投票できません

住所要件

- ・令和2年11月13日以前に転入届がなされ、引き続き3カ月以上米原市に住んでいる人

年齢要件

- ・満18歳以上の人(平成15年2月22日以前に生まれた人)

入場券をお持ちください

投票する際は、自宅に郵送された「投票所入場券」を持ち、記載されている投票所で投票してください。

※家族の分をまとめて同封していますので、氏名等を確認してください。

※入場券を忘れたときは、受け付けでその旨を申し出てください。
選挙人名簿に登録されている人は投票できます。

※入場券は2月15日(月)から順次発送予定です。

感染症対策にご協力ください

投票所では、投票管理者等のマスク着用、アルコール消毒液の設置、記載台や鉛筆の定期的な消毒、定期的な換気を行います。投票にお越しいただく際は以下の感染症対策にご協力をお願いします。



マスク着用



投票前の手指消毒



混み合う時間を避ける

混雑防止のために…

- ・期日前投票所を利用
※投票日間は混み合うので、お早めに
- ・混み合う午前中は避ける

期 日前投票

米原庁舎

2月15日(月)～20日(土)
8時30分～20時

山東・伊吹・近江庁舎

2月15日(月)～20日(土)
8時30分～18時

柏原生涯学習センター

2月19日(金)・20日(土)
9時～17時

投票日に仕事や冠婚葬祭など何らかの用務で投票所へ行けない人は、期日前投票をしましょう。

※いずれの期日前投票所でも投票できます。

※投票事務等がスムーズに進むよう、投票所入場券裏面の「期日前投票宣誓書」をあらかじめ記入のうえ、お越しくください。

※18歳の誕生日までに投票する場合は不在者投票となります。

＜投票についてのご注意＞

○投票日には、この入場券を必ず本人が持ち、投票所の開票に出向く必要があります。

○万一、入場券を紛失されても資格のある方は投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

○この入場券がなくても、投票当日に選挙権のない方は投票できません。

○投票日に何らかの理由のため投票所に行けない人は、期日前投票所があります。

期日前投票所	期間	時間
米原市役所	2月15日(月)から 2月20日(土)まで	午前8時30分から 午後6時まで
米原市役所 山東庁舎(奥側)	2月15日(月)から 2月20日(土)まで	午前8時30分から 午後6時まで
伊吹庁舎(奥側) 近江庁舎(奥側)	2月15日(月)から 2月20日(土)まで	午前8時30分から 午後6時まで
柏原生涯学習 センター(柏原)	2月19日(金)から 2月20日(土)まで	午前9時から 午後5時まで

＜お問い合わせ＞ 米原市選挙管理委員会
電話(0749)52-1552(総務課直通)
18歳未満は、電話(0749)55-0940

期日前投票を行う方は、下記の宣誓書にご記入の上、期日前投票所にお持ちください。

期日前投票宣誓書(兼請求書)

次のA～Fのいずれかに「×」を付けてください。

A 18歳未満・選挙権喪失・投票資格なし(選挙権) 1点
B A以外の選挙権喪失の地域別区域外(再選・再任) 2点
C 病弱・高齢・身体障がい等のため歩行困難 3点
D 無効投票率に侵害 3点
E 投票資格のない方、本人以外に投票 5点
F 票入れ等により投票所に到達することが困難 6点

私は、米原市長選挙の当日、上記の事項に該当する見込みであること宣誓し、投票権を請求します。

令和3年2月 日	
氏名	_____
生年月日	____年 ____月 ____日
居住用	_____
選挙区	_____
投票区	_____

▲投票所入場券(裏面)

投票場所

今回から、伊吹地域の一部で投票所を変更しています。該当地域の人は、ご注意ください。

投票区	投票所名	投票する区域
第1	甲津原交流センター	甲津原
第2	曲谷集会所	曲谷
第3	甲賀集会所	甲賀
第4	吉槻生活改善センター	吉槻
第5	下板並集会所	上板並、下板並
第6	大久保老人憩の家	大久保、小泉
第7	伊吹生活改善センター	伊吹
第8	上野会館	上野
第9	弥高集会所	弥高
第10	市役所伊吹庁舎	春照
第11	春照小学校体育館	高番、杉澤、伊吹ヶ丘、南川、村木、大清水
第12	藤川集会所	寺林、上平寺、藤川
第13	山東B&G海洋センター	長久寺、柏原、清滝
第14	大野木公民館	須川、大野木
第15	河内会館	梓、河内
第16	大原小学校体育館	市場、グイラルシオール、夫馬、朝日、グリーンヒルズあさひ
第17	龍が鼻会館	鳥飼、坂口、村居田、山東桜ヶ丘、平和台、グリーンタウン坂口
第18	野一色会館	井之口、野一色、小田、間田、坂田青成苑、すみれヶ丘
第19	山東幼稚園	天満、本市場、池下
第20	山東地域福祉活動センター (旧山東生涯学習センター)	志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿、加勢野
第21	本郷公民館	堂谷、本郷
第22	市役所山東庁舎	長岡、万願寺、西山
第23	ゆたに公民館	米原、米原ステーションタウン
第24	梅ヶ原公民館	梅ヶ原、入江
第25	市役所米原庁舎	米原西、下多良、賀目山

今回の第5投票区の投票所は「下板並集会所」です

今回から、高番集会所、村木老人憩の家、大清水会館を「春照小学校体育館」に変更します

今回から、上平寺集会所を「藤川集会所」に変更します

投票区	投票所名	投票する区域
第26	多良公民館 (旧和ふれあいセンター)	中多良、上多良、多良
第27	筑摩蓮沼会館	朝妻、筑摩
第28	磯公民館	磯
第29	樋口公民館	河南、樋口
第30	米原診療所	南三吉、三吉、西坂
第31	東番場会館	東番場、西番場
第32	醒井公民館	一色、醒井
第33	河南小学校体育館	枝折
第34	下丹生集会所	下丹生、上丹生
第35	世継会館	世継
第36	近江母の郷コミュニティハウス	宇賀野、飯、リーディング坂田
第37	長沢公民館	長沢
第38	近江公民館	舟崎、高溝、顔戸、近江ニュータウン重町
第39	岩脇公民館	岩脇、リバティアー近江
第40	新庄公民館	新庄、箕浦
第41	西円寺公民館	西円寺
第42	近江いきいき健康館	能登瀬、日光寺、寺倉
第43	多和田会館	多和田
第44	さくらが丘公民館	近江さくらが丘
第45	サンライズ近江会館	近江グリーンタウン、高溝東、サンライズ近江、近江母の郷ニュータウン、レイクサイド宇賀野

不在者投票

病院等での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所している人は、当該施設長が不在者投票管理者となり、当該施設で不在者投票ができる制度があります。この制度に該当する人で、本人の意思により不在者投票を希望する人は、施設の職員に申し出てください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、右表に該当する人や、介護保険法上の要介護状態区分が要介護5の人は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。この郵便等による不在者投票を行う場合は、あらかじめ米原市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

障がいの種類	身体障害者手帳等級	戦傷病者手帳等級
両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級	
両下肢・体幹の障がい		特別項症～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級	特別項症～第3項症
免疫の障がい	1級～3級	
肝臓の障がい	1級～3級	特別項症～第3項症

滞在先(他の市区町村)での不在者投票

出張や里帰りなどで市外に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会では不在者投票ができません。早めに米原市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。